

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局から排出される産業廃棄物の処分の業務に適用する。

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日まで。

3 品名・内容物、予定数量等

品名・内容物	予定数量 (概算)	備考
ガラス陶磁器くず (ガラス・金属混合)	2070kg	耐火金庫 (石綿含有想定)
		型番20304509 770kg 一台
		型番A5C36 500kg 二台
		型番JIS S 1037 300kg 一台

4 循環税

循環税（非課税）は処理した廃棄物の数量1kgあたり1円を支払うものとする。

5 業務内容

受託者は、委託者からの連絡に応じ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、上記産業廃棄物の廃棄を行う。

対象の廃棄物の内容は3のとおりとし、別途契約予定の業務（以下、運搬業務という）により処理場まで運搬した後、処分を行うものとする（当業務内においては二次運搬を行わず、対象の廃棄物は運搬業務において処分場まで直接運搬するものとする）。

また、業務完了後、業務完了届及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）を発注者に提出するものとする。

6 提出書類

本業務完了後、業務完了届及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）を提出すること。

7 支払方法

業務完了（検査合格）後、処理した廃棄物の数量に応じて支払うものとする（単価契約）。

8 損害の賠償

受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業に従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 担当課連絡先

札幌市交通局高速電車部運輸課運輸統括係 田名辺 (232-1776)

住所：札幌市中央区大通西2丁目（地下鉄大通駅構内）

13 参考写真

札幌市交通局高速電車部運輸課 札幌市中央区大通西2丁目
(地下鉄大通駅構内地下1階)



東豊線乗務係 札幌市中央区大通西2丁目（地下鉄大通駅構内地下1階）



南北線すすきの駅構内（札幌市中央区南4条西1丁目）



東西線新さっぽろ駅構内（札幌市厚別区厚別中央2条5丁目）



積算書

項目	数量	単位	単価	金額	備考欄
ガラス陶磁器くず(ガラス・金属混合)処分料	2070	kg			耐火金庫
消費税額(10%)					
小計					

循環税	2070	kg			
合計					